

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2023年9月29日
- 【発行者の名称】 株式会社Kips
(英語表記) Kips Co., Ltd.
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役 國本 行彦
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
新丸の内ビルディング
- 【電話番号】 03-4590-6605
- 【事務連絡者氏名】 取締役 林 高史
- 【担当 J - A d v i s e r の名称】 宝印刷株式会社
- 【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堆 誠一郎
- 【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】 東京都豊島区高田三丁目28番8号
- 【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>
- 【電話番号】 03-3971-3392
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社Kips
<https://kips.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO

Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第16期 中間連結会計期間	第17期 中間連結会計期間	第18期 中間連結会計期間	第16期	第17期
会計期間		自 2021年1月1日 至 2021年6月30日	自 2022年1月1日 至 2022年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高	(千円)	17,051	22,790	25,483	81,666	161,434
経常損失(△)	(千円)	△58,238	△16,162	△15,001	△62,592	△40,626
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△)	(千円)	247,714	△22,362	△10,570	254,034	△61,642
中間包括利益又は包括利益	(千円)	△103,692	△175,742	81,052	△98,405	△191,957
純資産額	(千円)	922,835	758,368	806,529	911,988	734,434
総資産額	(千円)	1,253,622	966,131	1,064,378	1,325,254	946,504
1株当たり純資産額	(円)	197.98	152.92	165.83	197.77	145.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	2.0 (—)	1.0 (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失(△)	(円)	61.95	△5.68	△2.68	63.98	△15.65
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	61.60	—	—	63.62	—
自己資本比率	(%)	63.1	62.3	61.4	58.8	60.4
自己資本利益率	(%)	29.7	—	—	30.7	—
株価収益率	(倍)	5.5	—	—	5.3	—
配当性向	(%)	—	—	—	3.1	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△83,312	△249,602	△76,870	△159,154	△236,110
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	424,910	△60	△5,000	425,020	△60
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△138,998	22,122	△8,957	△55,131	14,403
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	460,045	240,640	155,584	468,180	246,413
従業員数 [お、平均臨時雇用人員]	(名)	[—] ⁴	[—] ⁴	[1] ³	[—] ³	[—] ²

(注) 1. 第17期中間連結会計期間、第18期中間連結会計期間及び第17期の潜在株式調整後1株

- 当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間（当期）純損失であるため、記載しておりません。
2. 第17期中間連結会計期間、第18期中間連結会計期間及び第17期の株価収益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失を計上しているため記載しておりません。
 3. 第16期中間連結会計期間、第17期中間連結会計期間及び第18期中間連結会計期間の配当性向については、中間配当を行っていないため記載しておりません。第17期の配当性向については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 4. 第17期中間連結会計期間、第18期中間連結会計期間及び第17期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失を計上しているため算出しておりません。
 5. 第16期の1株当たり配当額2円には、特別配当1円を含んでおります。
 6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期中間連結会計期間及び第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
イベント・メディア事業	－ [－]
ベンチャーファイナンス事業	－ [－]
全社(共通)	3 [1]
合計	3 [1]

- (注) 1. 上記従業員数には、使用人兼取締役1名は含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を〔〕内に外数で記載しております。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 発行者の状況

2023年6月30日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
3	53.9	1.9	2,631

- (注) 1. 上記従業員数には、使用人兼取締役1名は含んでおりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

セグメントの名称	従業員数 (名)
イベント・メディア事業	－
ベンチャーファイナンス事業	－
全社(共通)	3
合計	3

- (注) 1. 上記従業員数には、使用人兼取締役1名は含んでおりません。
2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における日経平均株価は、年初 25,000 円台で取引を開始し、上昇しました。その後、3月にシリコンバレーバンクが経営破綻したことを受けて、一時日経平均が軟調になる場面もありましたが、米連邦準備制度理事会（FRB）の利上げ打ち止めが近いとの見方や、米国有力投資家の日本株式への追加投資表明を好感し、4月は 28,000 円台で推移しました。その後は、円安の進展や金融緩和政策の継続から海外投資家の買いが続き、日経平均株価は大幅に続伸し、33,000 円台で推移する場面も見られました。

一方、株式の新規上場については、新規上場社数は TOKYO PRO Market 経由の上場も含め当中間連結会計期間において 58 社となり、前年より増加いたしました。

このような中、当中間連結会計期間の売上高は 25,483 千円（前年同期比 11.8%増）、営業損失は 13,945 千円（前年同期は営業損失 14,966 千円）、経常損失は 15,001 千円（前年同期は経常損失 16,162 千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は 10,570 千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失 22,362 千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

【ベンチャーファイナンス事業】

ベンチャーファイナンス事業は、ベンチャー企業の資本政策に関する助言等を行うアドバイザー事業と、当社によるベンチャー企業への投資、投資事業組合の組成及びその管理・運営を行うとともに The Independents Angel 投資事業有限責任組合においては無限責任組合員である有限責任事業組合 Kips パートナズの組合業務執行責任者として投資先の選定及び育成支援、The Independents Angel 2号投資事業有限責任組合及びKE投資事業有限責任組合においては無限責任組合員として投資先の選定及び育成支援を行う等、その活動に付随して生じる収益事業から構成されております。

ベンチャーファイナンス事業の売上高は、3,761 千円となり、前年同期に比べ 5,464 千円（59.2%減）の減収となりました。主な要因として、当中間連結会計期間においてコンサルティング案件の終了及びコンサルティングの単価の減少によるものであります。

① アドバイザー事業

当中間連結会計期間におけるファイナンス・アドバイザー契約先は、新規案件を 1 件獲得したものの、コンサルティングの終了が 2 件及びコンサルティングの報酬の減少が 1 件発生したことにより部門売上高は 3,265 千円となりました。

② 投資事業

投資先の配当収入等により、部門売上高は 496 千円となりました。

【イベント・メディア事業】

イベント・メディア事業は、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ主催の事業計画発表会に加え、自治体や事業会社のベンチャー企業支援に関するイベントの運営受託を行っているイベント事業と、当社が発行する月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」の記事制作及び広告掲載を行うメディア事業で構成されております。

イベント・メディア事業の売上高は、21,722 千円となり、前年同期に比べ 8,158 千円（60.1%増）の増収となりました。イベント事業では、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブからのイベント受託が継続的に獲得できたことに加え、地方自治体向けのイベントの実施に伴う売上高の計上をおこなったため増収となりました。

① イベント事業

インターネットを利用したインデペンデンツクラブ月例会、事業計画発表会等の案件

を特定非営利活動法人インデペンデンツクラブから継続的に受注できたことから部門売上高は19,149千円となりました。

② メディア事業

月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」の広告掲載及び記事制作に関する売上は、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブからの広告掲載・制作費が減少したため部門売上高は2,572千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は155,584千円となり、前連結会計年度末比90,828千円減少しました。当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は76,870千円（前年同中間連結会計期間は249,602千円の減少）となりました。主な要因は、税金等調整前中間純損失15,001千円、営業投資有価証券の増加64,566千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は、5,000千円（前年同中間連結会計期間は60千円の減少）となりました。これは、貸付による支出5,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は8,957千円（前年同中間連結会計期間は22,122千円の増加）となりました。主な要因は、配当金の支払額3,938千円、非支配株主からの払込による収入10,000千円、非支配株主への払戻4,710千円、非支配株主への配当金の支払額10,308千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
ベンチャーファイナンス事業	3,761	△59.2
イベント・メディア事業	21,722	60.1
合計	25,483	11.8

主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ	10,118	44.4	12,872	50.5
公益財団法人石川県産業 創出支援機構	1,050	4.6	5,067	19.9
南海電気鉄道株式会社	2,400	10.5	1,560	6.1

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2023年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。また、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度におきまして、2期以上連続して営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、また当中間連結会計期間においても営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、「第3 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載した対応策の実施により、継続企業の前提に関する重要な不確実性には該当しないものと判断しております。

(2) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社(以下、

「乙」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議するこ

との取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主

- が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて8,951千円減少し、692,443千円となりました。減少の主な要因は、営業投資有価証券が77,628千円増加、短期貸付金が5,000千円増加した一方、現金及び預金が90,828千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて 126,825 千円増加し、371,934 千円となりました。増加の要因は、投資有価証券が 126,825 千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて 2,870 千円増加し、113,003 千円となりました。増加の主な要因は、未払金が 141 千円減少した一方、前受金が 3,300 千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末の固定負債は、前連結会計年度末に比べて 42,908 千円増加し、144,845 千円となりました。増加の主な要因は、長期預り金が 713 千円減少した一方、主に投資有価証券の時価評価に伴う繰延税金負債が 43,621 千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べて 72,094 千円増加し、806,529 千円となりました。増加の主な要因は、親会社株主に帰属する中間純損失 10,570 千円、配当金の支払い 3,938 千円、非支配株主持分が 9,661 千円減少した一方、その他有価証券評価差額金の増加 96,265 千円によるものであります。なお、純資産には投資事業組合の組合員の持分である非支配株主持分等が含まれるため、これらを控除して算出した自己資本は 653,118 千円（前連結会計年度末 571,362 千円）、自己資本比率は 61.4%（前連結会計年度末 60.4%）となりました。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご覧ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

当社グループは、前連結会計年度におきまして、2期以上連続して営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、また当中間連結会計期間においても営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を解消すべく、当社グループにおいては、

- ・ベンチャーファイナンス事業においては、資金調達に関するアドバイザリー業務のほか、IPOコンサルティング業務、ファンド設立手数料の獲得を図るべく積極的な営業活動の展開
- ・イベント・メディア事業においては、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ主催の事業計画発表会以外の共催イベント等の開催にむけた活動の実施、地方自治体からの事業受託にむけた提案活動の実施
- ・投資有価証券に含まれる上場株式の売却による資金調達を行い、当社グループが運営するファンドへ出資することで、キャピタルゲインを得る仕組みを構築するとともに、業績安定企業への投資を行い、安定的なインカムゲインを収受する
- ・投資資金の固定化を回避すべく、状況に応じて投資先企業からのイグジットと、有望投資先への乗換を行う
- ・金融機関からの借入による資金調達を行い、営業活動の強化に投入するとともに、経営管理コストの継続的な見直しを行う

等の対応を行ってまいります。

当社グループとしては、これらの施策の実行により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第4【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

該当事項はありません。

(2) 子会社

該当事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年9月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,000,000	11,001,400	3,998,600	3,998,600	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	15,000,000	11,001,400	3,998,600	3,998,600	—	—

(注) 未発行株式数には、新株式予約権の行使により発行される予定の普通株式55,000株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

2019年3月18日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2022年12月31日)	公表日の前月末現在 (2023年8月31日)
新株予約権の数(個)	550	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200	同左
新株予約権の行使期間	2021年3月19日から 2031年3月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格200 資本組入額100	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。	同左

区分	最近事業年度末現在 (2022年12月31日)	公表日の前月末現在 (2023年8月31日)
	② 新株予約権の相続はこれを認めない。 ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年1月1日～ 2023年6月30日	-	3,998,600	-	62,355	-	24,000

(6) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
國本行彦	東京都豊島区	2,730,600	69.33
國本政子	東京都豊島区	600,000	15.23
國本優子	東京都豊島区	239,000	6.07
朝日義明	東京都港区	33,000	0.84
株式会社 AGS コンサル ティング	東京都千代田区大手町1丁目9番5号 大 手町フィナンシャルシティ ノースタワ ー24F	30,000	0.76
林高史	愛知県名古屋市長東区	23,000	0.58
株式会社エナテック	大阪府和泉市テクノステージ3丁目10番 10号	20,000	0.51
奥村元子	東京都大田区	20,000	0.51
重松宗久	岐阜県各務原市	20,000	0.51
吉崎浩一郎	東京都目黒区	15,000	0.38
計	—	3,730,600	94.72

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 60,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,938,600	39,386	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,998,600	—	—
総株主の議決権	—	39,386	—

② 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社Kips	東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング10F	60,000	—	60,000	1.50
計		60,000	—	60,000	1.50

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月
最高（円）	-	-	-	-	-	-
最低（円）	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 2023年1月から6月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、清友監査法人により中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	246,413	155,584
売掛金	2,420	4,558
契約資産	3,125	—
営業投資有価証券	538,733	616,362
投資損失引当金	△90,320	△90,320
短期貸付金	—	5,000
その他	1,067	1,327
貸倒引当金	△44	△70
流動資産合計	701,394	692,443
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 239,309	※1 366,134
ゴルフ会員権	5,040	5,040
その他	760	760
投資その他の資産合計	245,109	371,934
固定資産合計	245,109	371,934
資産合計	946,504	1,064,378
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 100,000	※1 100,000
未払金	6,226	6,084
前受金	—	3,300
未払法人税等	90	90
その他	3,816	3,528
流動負債合計	110,133	113,003
固定負債		
繰延税金負債	95,754	139,376
長期預り金	6,182	5,469
固定負債合計	101,937	144,845
負債合計	212,070	257,848

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,355	62,355
資本剰余金	24,000	24,000
利益剰余金	318,614	304,105
自己株式	△15,000	△15,000
株主資本合計	389,970	375,461
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	181,392	277,657
その他の包括利益累計額合計	181,392	277,657
非支配株主持分	163,072	153,410
純資産合計	734,434	806,529
負債純資産合計	946,504	1,064,378

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
売上高		
営業投資有価証券売上高	566	496
フィナンシャルアドバイザー売上高	8,660	3,265
メディア事業売上高	3,818	2,572
イベント事業売上高	9,745	19,149
売上高合計	22,790	25,483
売上原価		
営業投資有価証券売上原価	—	518
その他の売上原価	11,961	10,065
売上原価	11,961	10,583
売上総利益	10,829	14,900
販売費及び一般管理費	※1 25,795	※1 28,845
営業損失(△)	△14,966	△13,945
営業外収益		
受取利息	6	4
受取配当金	285	293
その他	—	134
営業外収益合計	291	431
営業外費用		
支払利息	1,487	1,487
営業外費用合計	1,487	1,487
経常損失(△)	△16,162	△15,001
特別利益		
特別利益合計	—	—
特別損失		
特別損失合計	—	—
税金等調整前中間純損失(△)	△16,162	△15,001
法人税、住民税及び事業税	221	211
法人税等調整額	12,935	—
法人税等合計	13,156	211
中間純損失(△)	△29,318	△15,212
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△6,955	△4,642
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△22,362	△10,570

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
中間純損失(△)	△29,318	△15,212
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△146,424	96,265
その他の包括利益合計	△146,424	96,265
中間包括利益	△175,742	81,052
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△168,786	85,694
非支配株主に係る中間包括利益	△6,955	△4,642

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,355	24,000	388,134	△15,000	459,489
当中間期変動額					
剰余金の配当			△7,877		△7,877
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△22,362		△22,362
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	△30,240	—	△30,240
当中間期末残高	62,355	24,000	357,894	△15,000	429,249

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	319,446	319,446	133,051	911,988
当中間期変動額				
剰余金の配当				△7,877
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）				△22,362
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△146,424	△146,424	23,044	△123,379
当中間期変動額合計	△146,424	△146,424	23,044	△153,619
当中間期末残高	173,022	173,022	156,096	758,368

当中間連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,355	24,000	318,614	△15,000	389,970
当中間期変動額					
剰余金の配当			△3,938		△3,938
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△10,570		△10,570
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	△14,509	—	△14,509
当中間期末残高	62,355	24,000	304,105	△15,000	375,461

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	181,392	181,392	163,072	734,434
当中間期変動額				
剰余金の配当				△3,938
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）				△10,570
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	96,265	96,265	△9,661	86,603
当中間期変動額合計	96,265	96,265	△9,661	72,094
当中間期末残高	277,657	277,657	153,410	806,529

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失(△)	△16,162	△15,001
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△486	25
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△32,400	—
受取利息及び受取配当金	△291	△297
支払利息	1,487	1,487
売上債権の増減額(△は増加)	△1,870	986
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	△57,913	△64,566
未払金の増減額(△は減少)	△105	△141
前受金の増減額(△は減少)	—	3,300
未払消費税等の増減額(△は減少)	△618	△436
その他	294	△816
小計	△108,063	△75,460
利息及び配当金の受取額	291	297
利息の支払額	△1,487	△1,495
法人税等の支払額	△140,343	△211
営業活動によるキャッシュ・フロー	△249,602	△76,870
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付けによる支出	—	△5,000
敷金及び保証金の差入れによる支出	△80	—
出資金の回収による収入	20	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60	△5,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△7,877	△3,938
非支配株主からの払込による収入	30,000	10,000
非支配株主への払戻による支出	—	△4,710
非支配株主への配当金の支払額	—	△10,308
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,122	△8,957
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△227,539	△90,828
現金及び現金同等物の期首残高	468,180	246,413
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1、※2 240,640	※1、※2 155,584

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

The Independents Angel 投資事業有限責任組合

The Independents Angel 2号投資事業有限責任組合

KE投資事業有限責任組合

有限責任事業組合 Kips パートナーズ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる額を計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①IPO コンサルティング収入は、ベンチャー企業に対し、新規上場を目指す顧客へのアドバイザリーを提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであるため、主として契約期間にわたり収益を認識しております。

②ファイナンス支援収入は、ベンチャー企業に対し、資本政策に関する助言（第三者割当増資又は株式移動に関する引受先の紹介及びアドバイス、並びに資本業務提携先、株式譲渡先又は事業の売却先に関するアドバイス）を提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであるため、主として契約期間にわたり収益を認識しております。

③イベント収入は、主に特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ主催の事業計画発表会及び自治体や事業会社のベンチャー企業支援に関するイベント開催回数に応じて得られる収入であり、顧客に対してこれらのイベントを実施する義務を負っております。当該履行義務は各イベントの実施完了をもって充足され、収益を認識しております。

また、イベント開催までに複数の履行義務がある取引の場合は、イベント開催に向けた準備、補助活動が概ね期間の経過とともに進捗し、それに伴って応分の履行義務を果たした状況となるため、期間按分にて収益を認識しております。

- ④雑誌広告掲載収入は、当社が発行する月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」において広告掲載役務を提供するもので、広告掲載期間にわたり履行義務が充足されることから、広告掲載期間にわたり収益を認識しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

当社グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大による経営成績等への影響が、当連結会計年度末に向けて回復していくものと仮定し、営業投資有価証券の評価に関する会計上の見積を行っております。

なおこの見積は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染の終息時期及び経済環境への影響に変化が生じた場合には、上記見積の結果に影響し、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
投資有価証券	237,600千円	364,425千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
短期借入金	100,000千円	100,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
役員報酬	9,300千円	10,350千円
給与及び手当	3,380千円	4,166千円
支払報酬料	7,231千円	7,193千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	3,998,600	—	—	3,998,600

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	60,000	—	—	60,000

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)	摘要
			当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末		
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—		

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月11日 定時株主総会	普通株式	7,877	2.0	2021年 12月31日	2022年 3月14日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	3,998,600	—	—	3,998,600

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式 (株)	60,000	—	—	60,000

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当中間連結会計期間末残高 (千円)	摘要
			当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末		
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—		

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月17日 定時株主総会	普通株式	3,938	1.0	2022年 12月31日	2023年 3月20日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金勘定	240,640千円	155,584千円
現金及び現金同等物	240,640千円	155,584千円

※2 現金及び現金同等物のうち当社が管理・運営する投資事業組合の残高

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金	207,232千円	96,212千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
営業投資有価証券	62,458	62,458	—
投資有価証券	237,600	237,600	—
資産計	300,058	300,058	—
該当事項はありません。	—	—	—
負債計	—	—	—

(注1)「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3)市場価格のない株式等は、「営業投資有価証券」及び「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計期間(千円)
非上場株式	467,985
投資事業有限責任組合への出資金	10,000

当中間連結会計期間(2023年6月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
営業投資有価証券	80,520	80,520	—
投資有価証券	364,425	364,425	—
資産計	444,945	444,945	—
該当事項はありません。	—	—	—
負債計	—	—	—

(注1)「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)「売掛金」、「短期貸付金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3)市場価格のない株式等は、営業投資有価証券及び投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間(千円)
非上場株式	528,070
投資事業有限責任組合への出資金	9,481

※投資事業有限責任組合は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象としておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
前連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	48,858	—	—	48,858
債券	—	—	13,600	13,600
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	237,600	—	—	237,600
資産計	286,458	—	13,600	300,058
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

当中間連結会計期間（2023年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	61,920	—	—	61,920
債券	—	—	13,600	13,600
新株予約権	—	—	5,000	5,000
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	364,425	—	—	364,425
資産計	426,345	—	18,600	444,945
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当中間連結会計期間（2023年6月30日）

該当事項はありません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

・その他有価証券

その他有価証券は、上場株式、非上場株式の新株予約権及び市場価格のない債券であります。

上場株式については、取引所の価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しています。

非上場株式の新株予約権については、相場価格が入手できないため、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格に基づいて評価しており、その時価をレベル3の時価に分類しております。なお、直近の取引価格について、取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。

市場価格のない債券については、純資産価値に基づく評価技法等を用いて公正価値を測定しており、レベル3に分類しております。

投資有価証券

・その他有価証券

その他有価証券のうち上場株式は、取引所の価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表

前連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	営業投資有価証券
期首残高	13,600
当期の損益又はその他の包括利益	—
取得	—
売却	—
期末残高	13,600

当中間連結会計期間（2023年6月30日）

（単位：千円）

	営業投資有価証券		合計
	債券	非上場株式の新株予約権	
期首残高	13,600	—	13,600
当期の損益又はその他の包括利益	—	—	—
取得	—	5,000	5,000
売却	—	—	—
中間期末残高	13,600	5,000	18,600

(2) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはレベル3に区分される市場価格のない債券及び非上場株式の新株予約権の時価の算定の評価プロセスに関して、経理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、経理担当者が半期ごとに時価を算定しております。

(3) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

観察できないインプットの変動による影響額に重要性はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2022年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	286,458	9,310	277,147
	小計	286,458	9,310	277,147
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	13,600	13,600	—
	小計	13,600	13,600	—

(注) 市場価格のない株式等は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらの連結貸借対照表計上額については、注記事項 (金融商品関係) に含めて記載しております。

当中間連結会計期間 (2023年6月30日)

区分	種類	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	426,345	9,310	417,034
	小計	426,345	9,310	417,034
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	13,600	13,600	—
	新株予約権	5,000	5,000	—
	小計	18,600	18,600	—

(注) 市場価格のない株式等は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらの中間連結貸借対照表計上額については、注記事項 (金融商品関係) に含めて記載しております。

2. 連結会計年度に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
営業投資有価証券に属するもの (株式)	115,431	42,771	—
投資有価証券に属するもの (株式)	—	—	—
合計	115,431	42,771	—

当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
前中間連結会計期間 (2022年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	ベンチャー ファイナンス事業	イベント・ メディア事業	計
営業収入			
①IPOコンサルティング収入	1,500	—	1,500
②ファイナンス支援助収入	7,160	—	7,160
③イベント収入	—	9,745	9,745
④雑誌広告掲載収入	—	3,818	3,818
顧客との契約から生じる収益	8,660	13,563	22,223
その他の収益(注)	566	—	566
外部顧客への売上高	9,226	13,563	22,790

(注) その他の収益は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく配当収入、社債利息が含まれております。

当中間連結会計期間 (2023年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	ベンチャー ファイナンス事業	イベント・ メディア事業	計
営業収入			
①IPOコンサルティング収入	600	—	600
②ファイナンス支援助収入	2,665	—	2,665
③イベント収入	—	19,149	19,149
④雑誌広告掲載収入	—	2,572	2,572
顧客との契約から生じる収益	3,265	21,722	24,987
その他の収益(注)	496	—	496
外部顧客への売上高	3,761	21,722	25,483

(注) その他の収益は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく配当収入、社債利息が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はベンチャーファイナンス事業を主軸とし、イベント・メディア事業を営んでおりますので、「ベンチャーファイナンス事業」及び「イベント・メディア事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ベンチャーファイナンス事業」は、ベンチャー企業への投資及び助言、投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員となって投資先の選定及び育成支援を行っております。

「イベント・メディア事業」は、広報雑誌の発行等を通じてスタートアップ企業の支援を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務 諸表計上額 (注2)
	ベンチャー ファイナンス事 業	イベント・ メディア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,226	13,563	22,790	—	22,790
計	9,226	13,563	22,790	—	22,790
セグメント利益又は セグメント損失 (△)	4,793	3,302	8,095	△23,061	△14,966

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
2. セグメント利益又はセグメント損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務 諸表計上額 (注2)
	ベンチャー ファイナンス事業	イベント・ メディア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,761	21,722	25,483	—	25,483
計	3,761	21,722	25,483	—	25,483
セグメント利益又は セグメント損失（△）	△3,717	16,156	12,439	△26,384	△13,945

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
2. セグメント利益又はセグメント損失（△）は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ	10,118 千円	イベント・メディア事業
南海電気鉄道株式会社	2,400 千円	ベンチャーファイナンス事業

当中間連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ	12,872 千円	イベント・メディア事業
公益財団法人 石川県産業創出支援機構	5,067 千円	イベント・メディア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
1株当たり純資産額	145.07円	165.83円

1株当たり中間純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△5.68円	△2.68円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)		
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△22,362	△10,570
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△22,362	△10,570
期中平均株式数(株)	3,938,600	3,938,600
潜在株式調整後1株当たり中間純利益		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
(うち新株予約権(株))	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 新株予約権の数 550個 (普通株式 55,000株)	同左

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月28日

株式会社Kips

取締役会 御中

清友監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

人見敏之

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

柴田和彦

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Kipsの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Kips及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制

を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財

務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上